



●大山文化センターの利用受付を開始

大山文化センターの改修工事が完了しましたので、利用受付を開始します。

- ▶施設の種類 ホール・多目的ホール・イベント広場
 - ▶利用受付開始日 6月10日(金) 午前9時～
 - ▶受付期間
ホール：利用日の属する月の1年前の初日から利用日の7日前まで
多目的ホール・イベント広場：利用日の属する月の6か月前の初日から利用日の7日前まで
 - ▶施設利用開始日(予定) 7月1日(金)
 - ▶申請方法
利用許可申請書を大山文化センターに提出
- ※申請、料金等の詳細は市ホームページ(右記二次元コード)からご確認ください、右記にお問い合わせください。



☎大山文化センター業務係 ☎23105
※6月9日までは仮事務所 ☎236868

●第45回全国育樹祭参加者募集

第45回全国育樹祭の式典行事への参加者を募集します。

- ▶とき 11月13日(日) 午前9時30分～
 - ▶ところ
昭和電工武道スポーツセンター(大分市)
 - ▶募集期限 7月15日(金)
 - ▶募集方法
第45回全国育樹祭ホームページ(右記二次元コード)から申込書をダウンロード
- ※応募要件や申込方法等は第45回全国育樹祭ホームページをご覧ください。
※新型コロナウイルスの感染状況に応じて、参加者人数を制限する場合があります。



☎第45回全国育樹祭参加者申込受付デスク(株)JTB
大分支店 ☎097-533-1014
林業振興課森林整備係 ☎28212(市役所3階)

●博物館イベント

各イベントは電子申請又は下記に電話でお申し込みください。参加費は無料で、定員になり次第締め切ります。

- ▶申込開始 6月2日(木)～
- 【日田の自然探検隊】
眺めの良い公園と周辺の散策道を探検しよう!
- ▶とき 6月12日(日) 午前9時30分～正午
- ▶ところ 鏡坂公園
- ※午前9時20分までに鏡坂公園駐車場に集合。
- ▶対象 小・中学生とその家族
- ▶募集数 20人(先着順)
- ▶準備物
飲み物、動きやすい服装



- 【科学実験にチャレンジ!】
6月のチャレンジテーマは、「ビーズストラップをつくろう!」です。
- ▶とき 6月18日(土) 午前10時～正午
- ▶ところ アオーゼ2階 会議室2・3
- ▶対象 小・中学生
- ※小学生は保護者同伴。
- ▶講師 ひた少年少女発明クラブ
- ▶募集数
20人(先着順)



☎博物館 ☎25394(アオーゼ3階)



●地域が行う森林整備の助成を行います

地域の防災拠点や福祉施設等の周辺森林について支障木・倒木の除去を行いませんか。森林の持つ防災機能強化のため、地域自らが森林組合等に委託して行う森林整備に対して助成を行います。

- ▶対象事業
災害時に避難所として活用する施設(公民館等)やその避難路の周辺森林のうち、森林の整備が不十分なために倒木等の危険性のある樹木の伐採・搬出や支障木、倒木などの除去等(対象面積:0.1ha未満)
※個人宅の裏山は、補助の対象となりません。
- ▶対象団体
防災拠点や民間施設の管理者、自治会、地域団体など
- ▶補助額
10万円以上100万円以内
※先着順で補助金等の審査を行い、予算がなくなり次第終了します。
- ▶補助条件
①対象地の森林所有者等、権利関係者の合意が書面で確認できること
②事業開始後概ね5年間に渡る適正な管理を約束すること
- ▶申込期限 6月30日(木)

☎林業振興課森林整備係 ☎28212(市役所3階)

●市県民税の納付をお願いします

令和3年中の所得に基づき、令和4年度の市県民税(住民税)が決定しましたので、納期限内の納付をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症の影響によって確定申告書等の申告期限が延長されたため、申告内容が反映されていない場合があります。税額変更の際は、後日更正通知書を送りますのでご確認ください。

- ▶市県民税を納める人(納税義務者)
令和3年中の所得が一定以上あり、①又は②の人
①令和4年1月1日に市内に居住する人
均等割+所得割を納付
※6月中旬に「納税通知書・納付書」を送りますので、納付してください。
- ②令和4年1月1日に市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある人
均等割を納付
※9月中旬に「納税通知書・納付書」を送りますので、納付してください。
- ▶納付方法・納付期限
【普通徴収】
・第1期 6月30日(木) ・第2期 9月30日(金)
・第3期 11月30日(水) ・第4期 令和5年1月31日(火)
※納付書での納付は市役所、各振興局、コンビニエンスストア、一部スマートフォンアプリや銀行等金融機関の窓口で納付できます(口座振替の申込みは各金融機関、郵便局の窓口にあります)。

- 【給与からの特別徴収】
給与の支払者が各月の給与から差し引いて納付
- 【公的年金からの特別徴収】
年金支給時に公的年金から差し引いて納付
- ※その他に所得がある場合、普通徴収や給与天引きの方法でも納付することがあります。



令和4年度所得証明書等の証明書発行開始日

6月13日(月)から所得証明書・所得課税証明書が発行可能(給与からの特別徴収のみの人は、既に発行可能)になります。ただし、所得が確定できていない場合は、証明書の発行ができませんので申告を行う必要があります。

☎税務課市民税係(市県民税に関すること) ☎28396(市役所1階)
税務課納税係(納税に関すること) ☎28205(市役所1階)